

子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託・民間保育園給付等業務の労働者派遣契約 プロポーザル実施要領

1 目的

保育施設数の拡大や種別の多様化に伴う給付費・補助金事務の増加・複雑化に対応するため、民間委託と人材派遣により職員業務を支援するものである。

2 業務概要

(1) 件名

子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託契約
民間保育園給付等業務の労働者派遣契約

(2) 契約期間

契約締結日から令和11年12月31日

(3) 履行期間

令和9年1月1日から令和11年12月31日

(4) 業務内容

本業務の詳細は、「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託仕様書」及び「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約仕様書」を参照すること。

(5) 委託料

211,763,959円を上限とする（地方消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

※上記の上限額は、「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託契約」及び「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約」を合計した額とする。

※本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約であり、発注者又は受注者は、委託開始日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

(6) 受注者の選定方法

受注者の選定は、本書に従って提出された企画提案書（以下、「提案書」という。）に基づく、公募型プロポーザル形式で行う。

3 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 令和8・9年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 本企画競争の参加申し込み前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

- ウ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
 - ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、参加意向申出書受付期限から事業者決定の日までの間に受けている者
- （３）令和３年１０月１日から令和８年９月３０日までに中核市、特別区、政令市、都道府県、国のいずれかにおいて、同種業務（「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託」又は「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約」のいずれかで可）の履行実績を有すること。
- （４）個人情報保護に関する ISMS（ISO/IEC 27001、JISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。
- （５）共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
- ア すべての構成員が前記（１）、（２）及び（４）の要件を満たしていること。
 - イ 代表構成員が、（３）の要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。
 - エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

４ スケジュール

内 容	日 付
募集要領公告	令和８年１０月１日（木）
仕様書等に関する質問の受付期限	１０月７日（水）
仕様書等に関する質問の回答期限	１０月１４日（水）
参加意向申出書受付期限	１０月１９日（月）
参加資格確認結果通知	１０月２２日（木）
提案書提出期限	１０月２８日（水）
選考結果通知	１１月上旬（予定）
契約締結	１１月中旬（予定）

5 プロポーザル参加手続き

プロポーザルに参加を希望する者は、参加意向申出書及び参加資格を証する関係資料を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。なお、説明会及びそれに類するものは実施しない。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書 【様式1】

イ 履行実績調書 【様式2】

ウ 履行実績の内容が確認できる契約書、仕様書等の写し

エ ISMS (ISO/IEC 27001、JISQ27001) 又はプライバシーマーク (JISQ15001) の認証を受けていることが証明できる書類の写し

(2) 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課
(千葉市役所本庁舎高層棟8階)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は令和8年10月1日(木)から令和8年10月19日(月)までの平日、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和8年10月19日(月)午後5時。

なお、郵送の場合は、簡易書留又は特定記録にて当日午後5時必着とする。

(5) 結果通知

参加資格要件を満たしているかの確認を行い、令和8年10月22日(木)までに、すべての参加申請者に対し、参加意向申出書に記載の電子メールアドレスへ審査結果を通知する。

6 質疑・回答

仕様書等の内容に関し、質問がある場合は、別途配布する【様式3「質疑書」】を「10 担当部署」宛てに電子メールで令和8年10月7日(水)午後5時までに提出すること。

なお、電話及び呼応等による質問は受け付けない。

すべての質疑及び回答内容は、令和8年10月14日(水)までに本市ホームページに掲載する。

7 提案書等の提出

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認めた者は、提案書及び見積書を提出すること。作成要領は、別途配布する【別紙「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託・民間保育園給付等業務の労働者派遣契約企画提案書等作成要領」】のとおり。

8 選考方法

(1) 審査主体

本市職員で構成する審査委員会とする。

(2) 審査基準

項 目	配 点
① 国・地方公共団体での業務実績	18点
② 事業者の業務体制	24点
③ スタッフの供給体制・管理体制	24点
④ リスクマネジメント	24点
⑤ 個人情報保護	30点
⑥ 重点的取組事項	30点
⑦ 改善提案	30点
合 計	180点

なお、①から⑦の項目中、項目②から項目⑤が1項目でも0点となった場合は、失格とする。

(3) 審査方法

提案書の審査は、審査委員会において、提出された提案書等すべての提出書類を基に公正に審査する。なお、プレゼンテーションは実施しない。

(4) 優先交渉者の決定

優先交渉者は、審査委員会での合計得点が最も高い提案者とする。同点の場合は、見積価格が安価な者を選定する。

(5) 選考結果通知

選考結果（採用・不採用の別）は、令和8年11月上旬に、全提案者に書面で通知する。

(6) その他

優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約が締結できない場合は、次に得点の高い次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。ただし、審査委員会が適切な者ではないと判断した場合は、この限りではない。

9 その他

(1) 企画提案に要する費用（提案書の作成費用等）は全てプロポーザル参加者の負担とする。

(2) 提出書類等は必要に応じて複写する。

(3) 提出書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選考結果通知までの間は、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

(4) 提出書類提出後における変更、差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類等は返却しない。

(5) 本企画競争に関連し知り得た情報は、本市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

10 担当部署

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

(千葉市役所本庁舎高層棟8階)

【電話】043-245-5735

【E-mail】unei.CFE@city.chiba.lg.jp